的負担に要する経費があること。

十四　重要文化財等の保存等に要する経費があること。

う。）を除く。）の経常費用に対する不足額（以下この号において「経常収支の不足額」という。）を生じているもの又は前年度において前事業年度から繰り越した欠損金（以下「繰越欠損金」という。）があるものについて、当該経常収支の不足額又は当該繰越欠損金の額の範囲内において当該基礎年金拠出金に係る負担額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額に〇・五を乗じて得た額とする。

一　当該道府県の区域内に所在する文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二条第一項に規定する文化財について、次の表の区分の欄に掲げる文化財の種類ごとの指定件数（登録有形文化財については、同法第五十七条の規定による登録件数とし、重要伝統的建造物群保存地区については、同法第百四十四条の規定による選定件数とする。）にそれぞれ同表の額の欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

区分	額
一　当該年度の四月一日現在における文部科学大臣の指定、登録又は選定に係る文化財	
重要文化財のうち建造物であるもの	二八〇、〇〇〇円
重要文化財のうち建造物以外のもの	一〇、〇〇〇円
重要伝統的建造物群保存地区	一、四七〇、〇〇〇円
重要無形文化財（選定保存技術を含む。）	三二〇、〇〇〇円
重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財	八〇、〇〇〇円
史跡名勝天然記念物	二六〇、〇〇〇円
二　当該年度の五月一日現在における文化財保護法第百八十二条の規定に基づく当該道府県の条例により指定された文化財	
建造物	二四〇、〇〇〇円
美術工芸品	一〇、〇〇〇円
無形文化財（選定保存技術を含む。）、民俗文化財及び記念物	三〇、〇〇〇円

的負担に要する経費があること。

十四　重要文化財等の保存等に要する経費があること。

う。）を除く。）の経常費用に対する不足額（以下この号において「経常収支の不足額」という。）を生じているもの又は前年度において前事業年度から繰り越した欠損金（以下「繰越欠損金」という。）があるものについて、当該経常収支の不足額又は当該繰越欠損金の額の範囲内において当該基礎年金拠出金に係る負担額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額に〇・五を乗じて得た額とする。

一　当該道府県の区域内に所在する文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二条第一項に規定する文化財について、次の表の区分の欄に掲げる文化財の種類ごとの指定件数（登録有形文化財については、同法第五十七条の規定による登録件数とし、重要伝統的建造物群保存地区については、同法第百四十四条の規定による選定件数とする。）にそれぞれ同表の額の欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

区分	額
一　当該年度の四月一日現在における文部科学大臣の指定、登録又は選定に係る文化財	
重要文化財のうち建造物であるもの	二七〇、〇〇〇円
重要文化財のうち建造物以外のもの	一〇、〇〇〇円
重要伝統的建造物群保存地区	一、四〇〇、〇〇〇円
重要無形文化財（選定保存技術を含む。）	三五〇、〇〇〇円
重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財	八〇、〇〇〇円
史跡名勝天然記念物	二八〇、〇〇〇円
二　当該年度の五月一日現在における文化財保護法第百八十二条の規定に基づく当該道府県の条例により指定された文化財	
建造物	二四〇、〇〇〇円
美術工芸品	一〇、〇〇〇円
無形文化財（選定保存技術を含む。）、民俗文化財及び記念物	三〇、〇〇〇円